

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次 5 月～11 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 教育実習Ⅰ：中学校 4 週間（120 時間）、教育実習Ⅱ：高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 島根県教育委員会及び松江市教育委員会と連携して、島根県立高等学校、松江市立中・高等学校を確保している。
④	実習内容 教育実習Ⅰ：全授業時間 120 時間中、授業参観 30 時間、教材研究 50 時間、ホームルーム等 28 時間、授業担当 12 時間（うち研究授業 2 時間） 教育実習Ⅱ：全授業時間 60 時間中、授業参観 15 時間、教材研究 25 時間、ホームルーム等 14 時間、授業担当 6 時間（うち研究授業 2 時間）
⑤	実習生に対する指導の方法 3 年次に教育実習説明会を実施し、教育実習にむけての留意点について説明するとともに、4 年次には、教育実習直前説明会と教育実習の事前指導を実施し、教育実習に臨む際の心構えについて指導する。また、大学と教育実習校との緊密な連携のもと情報の共有を行い、配慮の必要な学生に対しては、実習校との事前の打ち合わせを実施し、支援体制を構築する。 教育実習終了後には、教育実習の事後指導を実施し、学びの振り返りを行う。数名の学生に教育実習の体験談を報告させた後、グループワークを通じて学びの成果を共有するとともに、今後教員になるにあたっての自己課題を明確化させる。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 教育実習校が教育実習への姿勢や学習指導案等の提出物の内容、教科指導力、生徒理解・生徒指導力等の観点から総合的に評価を行う。それを基にしながら、事前・事後指導でのレポート評価を加味し教師教育研究センターで最終評価表を作成し、それを各学部の学生・教育委員会で認定する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 教育実習事前指導： 4 月（8 時間） 教育実習事後指導： 12 月（7 時間）

② 内容（具体的な指導項目）

教育実習事前指導の内容

事前指導では、教育実習の意義や心構え、教育実習の内容の概略を理解し、教育実習が組織間での協力・信頼関係の下に実現していることを知り、目的意識を持ち、留意事項をしっかりと把握して臨むように自覚を深める。具体的には、下記の内容を取り扱う。

- （１）教育実習に臨む際の心構えについて
- （２）教育実習の意義と役割
- （３）ケースから学ぶ教育実習の留意点
- （４）学習指導案の作成と授業作りについて

教育実習事後指導の内容

事後指導では、教育実習を通して体験した学校や授業の実際、教師の職務内容や子どもたちの現在と教育課題を振り返るとともに、今後教員となるにあたっての自己課題と、今後さらに学び続ける必要があることについて自覚を深める。

- （１）教育実習の振り返りについて
- （２）今後教員となるにあたっての自己課題の明確化

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

・ 学生への指導について

教育実習事前指導において、ハラスメントの事例等を取り上げながら、ハラスメントの防止に向けた留意事項について具体的に説明する。実習生本人が加害者にならないことはもちろんのこと、生徒から被害の相談を受けた際には傍観者にならないこと等についても指導を行う。また、実習生本人がハラスメント被害を受けた場合には、相談できる窓口や連絡体制があることを事前に周知しておく。学生に配布している学生生活案内等にも相談窓口が記載されており、入学時に行われる各学部・学科でのオリエンテーション等でも相談窓口の周知が行われている。

・ 全学の相談体制について

教育実習期間に発生した事案については、教育学部附属教師教育研究センターの教職員が中心となり学生の相談を受け、速やかに実習校や教育委員会など関係各所と連携し、対応にあたる。発生した事案の状況把握の後、教職課程の管理運営に関わる委員会（教学マネジメント委員会教職課程小委員会）において対応を協議する。事前指導の際に連絡方法を複数提示するなど、相談しやすく、また、直ちに相談に対応できる体制を整えている。ハラスメントに該当する事案が発生した際には、本学で定められている「ハラスメント防止マニュアル」に基づき、適切に対応する。全学の相談体制として、ハラスメント相談員に学生が直接相談することができ、学生支援課・保健管理センター・学生相談室・人事労務課に全学のハラスメント相談案内窓口も設けられている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教学マネジメント委員会教職課程小委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長：教育・学生支援担当副学長 1 名、教育学部附属教師教育研究センター長 1 名、教職課程を有する各学部を担当する教員または又は各学部の事務を担当する事務職員代表 各学部につき 1 名、教育・学生支援本部大学教育センターを担当する専任教員代表 1 名、教育学部附属教師教育研究センターを担当する教員代表 1 名 計 9 名
- ・ 委員会等の運営方法
教育・学生支援担当副学長を委員長として、教職課程の編成及びカリキュラム、教職指導の企画・立案・実施、介護等体験及び教育実習等に関する協議を行う。

【委員会の組織図】

<別添資料 1 >

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
教職及び現職教員向け研修等の情報交換会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
島根県教育委員会スタッフ 2 名、島根県教育センター所長 1 名、島根県教育センタースタッフ 6 名、教師教育研究センター長 1 名、教師教育研究センター教員 5 名 計 15 名
- ・ 委員会等の運営方法
教師教育研究センター長を委員長として、教職課程の編成及びカリキュラム、教育実習、現職教員向け研修、教員育成等に関して協議、情報交換を行う。

【委員会の組織図】

<別添資料 2 >

4 教育実習の受講資格

①教育実習履修願提出時（3 年次前期）において、次の各号の一に該当するものは、原則として、教育実習の履修を許可しない。

- 一 数学又は情報の免許状を取得しようとする者で、教育実習履修願提出時の修得単位数（「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目を除く。）が 70 単位に満たない者

二 理科の免許状を取得しようとする者で、教育実習履修願提出時の修得単位数（「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目を除く。）が 7 7 単位に満たない者

三 「教職概論」を修得していない者

②教育実習の履修を許可された者で、数学、情報及び理科の免許状を取得しようとする者は、教育実習履修時までに、原則として、以下に定める単位数を修得しなければならない。

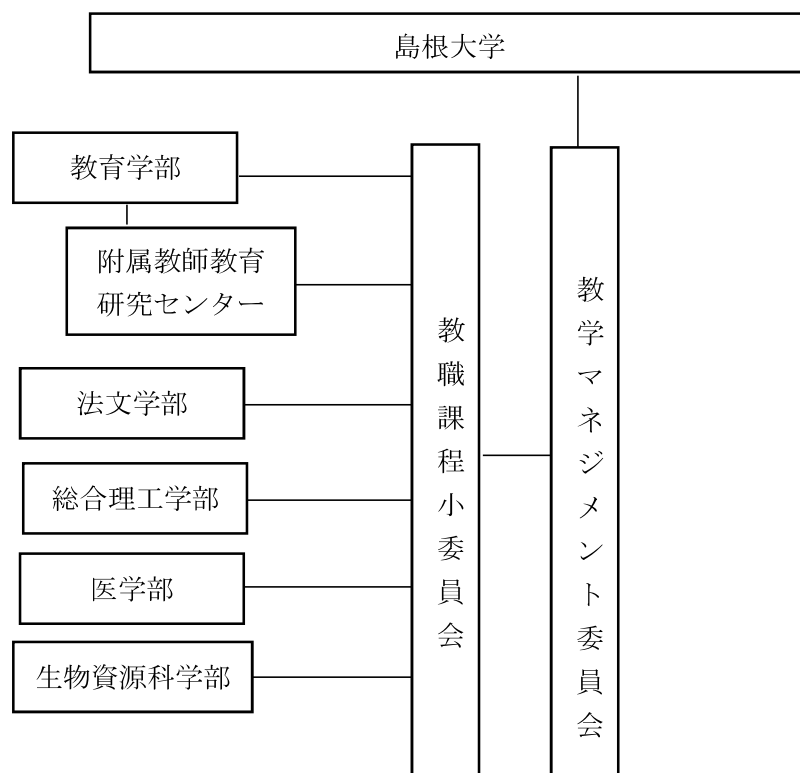
一 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目 1 2 単位以上（各教科の指導法（概説 2 単位を含む。） 4 単位及び「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれか 2 単位を含む。）

二 高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「各教科の指導法」又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目 1 2 単位以上（各教科の指導法概説 2 単位及び「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれか 2 単位を含む。）

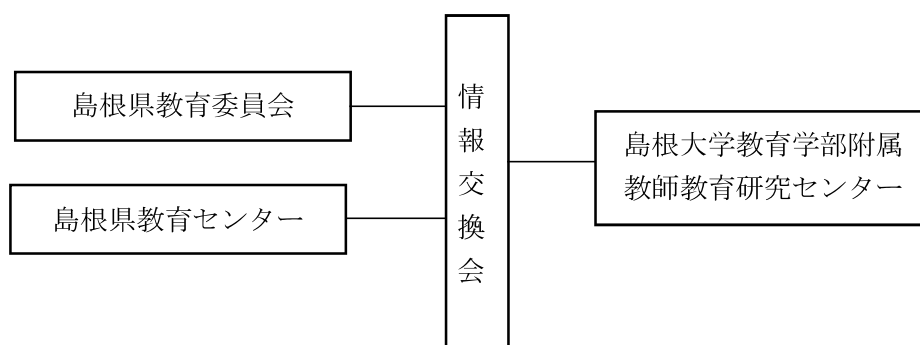
5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計			
○	×	教育委員会名	島根県教育委員会	高等学校：3 5 校	
○	×	教育委員会名	松江市教育委員会	中学校：1 6 校	高等学校：1 校

<別添資料 1>



<別添資料 2>



㊫ 教 育 実 習 生 評 価 原 票

島根大学

学 部		学 科		実 習 校 名			
ふりがな 実習生氏名				学 校 長 氏 名	㊫		
				教科指導教員氏名	㊫		
実 習 教 科				学 級 担 任 氏 名	㊫		
実 習 期 間	自	年	月	日	授業実施時数	教科	時間
	至	年	月	日			時間
出 欠 状 況	出勤すべき日数	本人の勤務日数	欠 勤 日 数		遅刻回数	早退回数	備 考
			病欠	事故欠	回	回	

項 目		評価の観点	評 定	総合評価
(Ⅰ) 教科の 学習指導	①教科に関する基礎的 知識・技能	教科指導の基盤となる知識，技能 (専門の知識，技能)	5 4 3 2 1	評 定 点 合 計 ／50 総合評価
	②教材研究	教材構造の理解，適切な教具，補助教材の準備， 教材の位置付け（小・高との関係），指導要領との関係把握	5 4 3 2 1	
	③学習指導案	具体的で明確なねらい，無理のない導入，良い発問の体系， 予想される学習の流れの妥当性	5 4 3 2 1	
	④指導態度と技術	動機づけ，学習方法，形態の適切さ，落ち着き， グループや個別指導への配慮，学習目標の達成度，生徒の掌握度， 板書計画，事項，発問，生徒の動作	5 4 3 2 1	
(Ⅱ) 指 導 科 と 以 管 外 理 の	①生徒指導，特別活動 への参加	生徒理解への積極性，生徒への愛情と公平さ， 特別活動への参加，生徒のしつけ「道徳」「学活」への関心	5 4 3 2 1	
	②学級の指導と管理	環境構成への工夫と積極性，学級事務処理における責任感， 確実さ，能率，朝礼，終礼への参加	5 4 3 2 1	
(Ⅲ) 提 出 物	①観察記録	提出期限，記述内容，観察記録の妥当性，研究心，緻密さ	5 4 3 2 1	
	②実習記録	提出期限，記述内容，参加記録の公正さ，進歩の状況	5 4 3 2 1	
(Ⅳ) 勤 務	①勤務状況	出欠，早退，遅刻，諸届，心身の健康	5 4 3 2 1	
	②勤務態度	勤務における責任感，みだしなみ，指導を受ける態度， 勤務に対する適応性	5 4 3 2 1	
総合 所見				

注) 評定は、優れている：5、やや優れている：4、普通：3、やや劣る：2、劣る：1 とする。

総合評価は、評定点合計が、10～29：不可、30～34：可、35～39：良、40～44：優 45～50：秀 とする。

令和6年2月29日

国立大学法人

島根大学長 殿

島根県教育委員会

教育長 野津 建二

教 育 実 習 受 入 承 諾 書

教員の免許状授与の所要資格を得させるために島根大学が実施する教育実習について、
当委員会所管の高等学校において、下記のとおり学生を受入れることを承諾します。

記

1. 受入実習校数

県内の高等学校 35校

2. 受入学生数

島根大学総合理工学部 370名（入学定員）

※ ただし、上記については、令和7年4月設置の新学科申請予定のものを含む。

令和6年 2月 22日

国立大学法人
島根大学長 殿

松江市教育委員会
教育長 藤原 亮彦

教 育 実 習 受 入 承 諾 書

教員の免許状授与の所要資格を得させるために島根大学が実施する教育実習について、当委員会所管の義務教育学校，中学校，高等学校において，下記のとおり学生を受入れることを承諾します。

記

1. 受入実習校数

市内の義務教育学校	2校
市内の中学校	14校
市内の高等学校	1校

2. 受入学生数

島根大学総合理工学部	370名（入学定員）
------------	------------

※ ただし，上記については，令和7年4月設置の新学科申請予定のものを含む。